

=====
第1回標本救済ネット（仮称）ワークショップ
議事録メモ：2008年2月18日
大阪自然史博 参加者10名
=====

【背景】

国交省河川水辺の国勢調査の標本がスクリーニング委員会（調査の精度を検証する場）後に破棄しても良いことになり、調査後2年程度で標本が失われる可能性がある。国交省としては保管できるのであれば保管してもらいたいということでも他機関等で引き取れないか打診しているが難しい模様。

【受け入れる側の博物館の問題】

各館や分野によって多様な事情を抱える
標本の質、収蔵できるスペースがあるか、整理のコストが出せるかなどの問題有り。
基本的に環境調査の標本は受け入れていない。もし受け入れるとするなら、整理の費用は相手側が持つべきだ。
環境調査の標本は受け入れているが、調査の段階から打ち合わせをして、標本の質を上げるようにする。数年間は整理を行わず（標本を破棄せず、問い合わせ等に対応）まとめておいておき、手が空いたら整理する。整理にはボランティア等の手を借りる。
受け入れるには最低限の仕様を決める（ラベル等のデータの提供、標本を台紙に貼る必要はないなど）。破棄しなければならない標本も多い。
調査精度の悪い標本を預けることにより、証拠を破棄した理由付けに博物館が使われないか心配。
得られたデータは公開するのが基本（希少種などの特例を除く）←→工事からの場合はいやがる場合もある。
各種調査の証拠標本であり、普通種（たいてい自分では採らない）や交換用標本も集まるのというメリットはある。
一部の寄贈者にはスタンスに問題あり（データがはっきりしない、大量の未整理標本を持ちこむ、とにかく寄贈はするがそのうち整理するなど）→断るのが大変な場合有り。

【寄贈者（コンサルを含む）として】

コンサル側としては個人的に博物館に入れている。
会社として対応するには、発注者側との契約に標本の納入については最初からいれておく必要がある。国土交通省側としても後から作業が追加されることはいやがるので、先にやるべき事がわかって契約に盛り込んだ方が良い。

【NPOレベルでやっておくこと】

標本を受ける際の契約書の例があればよい（費用の負担、免責事項、標本の破棄および公開については博物館に一任など）
標本作成の仕様書作り：河川名の表現の方法なども盛り込む

【救済ネットについて】

事務局は基本的には寄贈希望標本についての情報を加盟館に流すが、直接標本受け入れ先の斡旋はしない（お見合いパーティの場を作るが、仲人まではやらない）。
複数の受け入れ先機関が手を挙げたときには優先順位（できるだけ地元へなど）を提示はするが、事務局は調整は行わない。当事者同士で決めてもらう。
寄贈標本がある場合、救済ネットをかみならずしも通す必要はない。あくまでも受け入れ先が見つからなかった（見つけにくい）時のセーフティネットの役目である。